

島根県農業経営改善促進資金融通事業実施要項

制 定 平成6年12月20日付け 農発第268号

最終改正 令和4年6月29日付け 農第401号

農業経営改善促進資金融通事業実施要綱(平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)に基づく農業経営改善促進資金(以下「本資金」という。)のうち実施要綱第4の1に対する本資金の融通については、実施要綱に定めるもののほか、この要項によるものとする。

第1 資金措置

- 1 県は、低利預託基金の造成に充てるため、毎年度予算の範囲内で、島根県農業信用基金協会(以下「基金協会」という。)に貸付けを行う。
 - (1) 基金協会への貸付けの額、利率及び期間は次のとおりとし、その他貸付けに必要な事項は県が定めるところによる。
 - ア 貸付額 県の貸付目標額の6分の1以内の額
ただし、特別な事情により県が必要と認めた場合は、その認めた額とする。
 - イ 貸付利率 無利子
 - ウ 貸付期間 1年以内
 - (2) (1)の貸付けについては、その都度県と基金協会が締結する貸付契約で定めるものとする。
- 2 基金協会は、低利預託基金を県の指示に従い、実施要綱第6の2の(3)の②に規定する融資機関(以下「融資機関」という。)に次のとおり預託するものとする。
 - (1) 融資機関への預託の額、利率及び期間は次のとおりとし、その他必要な事項は、県と基金協会が協議して定めるところによる。
 - ア 預託額 実施要綱第6の1の(5)に規定する県が定めた融資機関の貸付目標額の3分の1以内の額
ただし、特別な事情により県が必要と認めた場合は、その認めた額とする。
 - イ 預託利率 実施要綱第6の2の(2)の②の(イ)で定める利率
 - ウ 預託期間 1年以内
 - (2) (1)の預託に際しては、次の取扱いによるものとする。
 - ア 本資金を融通しようとする金融機関は、別紙様式第1号により、基金協会を經由してあらかじめ県に届け出るものとする。
 - イ 融資機関は、基金協会と預託に関する基本契約を締結するものとする。

第2 借入手続等

- 1 借入の申込み
借入希望者は、別紙様式第2号の資金利用申込書兼借入申込書(農業信用基金協会による保証の希望がある場合は、債務保証委託申込書(様式第2の2号)を含む。以下「申込書」という。)を作成の上、農業経営改善計画及び同認定書(写し)を添付し、融資機関に提出するものとする。
借入希望者が、飼養衛生管理基準(家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第12条の3に規定する飼養衛生管理基準をいう。以下同じ。)に定められた家畜のうち豚、いのしし、鶏、あ

ひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養する事業を営む者である場合は、別に定めるところによる飼養衛生管理基準遵守状況確認書を申込書に併せて提出するものとする。

2 認定等に関する事務の委任

特別融資制度推進会議設置要綱（平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知）第1に基づき市町村段階に設置されている特別融資制度推進会議（以下「推進会議」という。）は、本資金の貸付けに係る認定等に関する事務を、原則として、融資機関（借入申込案件が基金協会による保証の対象であり、かつ、借入希望者が保証を希望する場合にあっては、融資機関及び基金協会）に委任するものとする。

3 融資機関の審査

- (1) 2により委任を受けた融資機関は、認定等に関する審査（農業経営改善計画との整合性、農業経営改善計画の達成確実性、借入金の償還の確実性等）を行うものとし、当該融資機関は、推進会議事務局に対し、速やかに、認定等を行った借入希望者の氏名、住所等を報告するものとする。
- (2) 融資機関は、申込書の記載内容を十分審査し、原則として1か月半以内に、借入希望者に対して、別紙様式第3号により融資の可否を通知するものとする。
ただし、1か月半以内に貸付決定を行う場合はこの限りでない。
なお、この取扱いは(3)の場合にあっては同様とする。
- (3) 融資機関は、慎重な審議を必要とする借入額が極度額等の上限を超える場合には、申込書の写し、農業経営改善計画及び同認定書の写しを別紙様式第4号により推進会議に送付するとともに、認定を依頼するものとする。
- (4) 推進会議が認定を行う場合であって、融資機関が融資について適当と認め、申込みについて承諾しようとするときは、貸付予定極度額等を設定し、別紙様式第5号の意見書を推進会議に提出するものとする。
- (5) 融資機関は、借入希望者に対して、1に定める書類の他、融資の審査に当たって必要な書類の提出を求めることができる。

4 推進会議の認定

推進会議は、3の(3)の依頼書及び3の(4)の意見書を受理した場合は、借入希望者の申込書について、貸付極度額等の資金の融通に関する必要事項の審査を行い、認定しようとするときは、別紙様式第6号の資金利用申込認定通知書により融資機関に通知するものとする。

第3 資金の貸付等

融資機関は、実施要綱第7の規定に基づくもののほか、次に掲げることに配慮して本資金の貸付けを行うものとする。

- (1) 融資機関は、資金の用途を明らかにし、他の資金と区分するため、原則として借入者ごとに本資金専用の預金口座を設け、本資金により支払いをする場合は請求書等を徴求し、その用途を確認のうえ、口座振込等の方法により行うこととし、極力現金による支払いは行わないものとする。
- (2) 融資機関は、本資金の貸付けにあたっては、借入者が資金を必要とする時期に行うものとする。
- (3) 融資機関は、借入者別に借入状況及び償還状況等を整理しておくものとする。

第4 極度額等の見直し

- 1 借入者は、極度額等の変更を求める場合は、希望極度額等を記載した別紙様式第7号の農業経営改善促進資金極度額等変更申請書（以下「変更申請書」という。）を融資機関に提出するものとする。
- 2 変更申請書を受理した融資機関は、借入者の経営状況及び資金利用状況等からみて極度額等を変更する必要があると判断した場合は、変更の認定を行い借入者に通知するものとする。
ただし、第2の3の(3)により推進会議が認定等を行う場合には、別紙様式第8号の農業経営改善促進資金極度額等変更協議書に変更申請書の写しを添付し推進会議に提出し、認定を受けたいで極度額等の変更を行い、借入者に通知するものとする。

第5 融資機関別の貸付目標額

- 1 融資機関別の貸付目標額の策定
 - (1) 融資機関は、実施要綱第6の1の(1)の規定により市町村その他関係機関と協議して、毎年12月末日までに翌年度の融資機関別の貸付予定目標額を策定し、別紙様式第9号の融資機関別の貸付予定目標額協議書（以下「協議書」という。）により、知事に提出する。
 - (2) 協議書の提出を受けた知事は、国が定める都道府県別の貸付目標額の範囲内で融資機関別の貸付目標額を定め、各融資機関及び基金協会に通知するとともに中国四国農政局に報告する。
- 2 融資機関別の貸付目標額の変更
 - (1) 融資機関別の貸付目標額に変更の必要の生じた融資機関は、原則として変更の生じる貸付予定日の2か月前までに、1の(1)に準じて新たな協議書を提出する。
 - (2) 新たな協議書の提出を受けた知事は、国が定める都道府県別の貸付目標額の範囲内で融資機関別の貸付目標額を変更し、各融資機関及び基金協会に通知するとともに中国四国農政局に報告する。

第6 報告

- 1 融資機関は、実施要綱第9の1の規定により、上半期（4月1日から9月30日まで。以下同じ。）・下半期（10月1日から3月31日まで。以下同じ。）ごとに「農業経営改善促進資金貸付状況報告書」を作成し、上半期末及び下半期末の翌月の末日までに基金協会に提出するものとする。
- 2 基金協会は、実施要綱第9の2の(1)の規定により、上半期・下半期ごとに「農業経営改善促進資金低利預託基金預託等状況報告書」を作成し、上半期末及び下半期末の翌々月の15日までに県に提出するものとする。

第7 債務保証

借入希望者が基金協会の債務保証を受けようとする場合は、実施要綱第7の1に定めるもののほか、基金協会が別に定めるところによるものとする。

第8 その他

- 1 個人情報取扱については、実施要綱第11の規定を遵守すること。
- 2 本資金の融通に関してこの要項に定めのない事項は、別途県が定めるところによる。

附 則

この要項は、平成6年12月20日から施行する。

附 則 (平成8年3月26日付け農発第265号)

この要項は、平成8年3月26日から施行する。

附 則 (平成9年2月18日付け農発第283号)

この要項は、平成9年2月18日から施行する。

附 則 (平成10年6月1日付け農発第111号)

この要項は、平成10年6月1日から施行する。

附 則 (平成10年10月1日付け農発第111号)

この要項は、平成10年10月1日から施行する。

附 則 (平成12年1月21日付け農第408号)

この要項は、平成12年1月21日から施行する。

附 則 (平成12年4月10日付け農第176号)

この要項は、平成12年4月10日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則 (平成14年7月1日付け農第179号)

この要項は、平成14年7月1日から施行する。

附 則 (平成18年4月3日付け17農第1448号)

この要項は、平成18年4月3日から施行する。

附 則 (平成19年9月18日付け農第1117号)

この要項は、平成19年9月18日から施行する。

附 則 (平成20年8月29日付け農第856号)

この要項は、平成20年8月29日から施行する。

附 則 (平成21年1月22日付け農第856号の2)

この要項は、平成21年1月22日から施行する。

附 則 (平成23年7月22日付け農第660号)

この要項は、平成23年9月1日から施行する。

附 則 (平成26年11月26日付け農第1128号)

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月17日付け農第84号)

この要項は、平成27年4月17日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成31年4月1日付け農第136号)

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年5月12日付け農第159号)

この要項は、令和2年5月12日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則 (令和3年5月31日付け農第251号)

この要項は、令和3年5月31日から施行し、令和3年6月1日から適用する。

附 則 (令和4年6月29日付け農第401号)

この要項は、令和4年6月29日から施行し、令和4年6月1日から適用する。